



# りそな銀行アジアニュース

平成 20 年 5 月 15 日  
りそな銀行 法人ソリューション営業部 国際業務室

【上海】

## 「ハイテク企業認定管理弁法について」

2008年4月14日、科技部、財政部、国家税務総局はハイテク企業の認定条件と認定手続などを明確にするため、「ハイテク企業認定管理弁法」を公布しました。本法により、ハイテク企業として認定を受けると、法人税の優遇政策(一般税率 25%→15%)を享受できることから、公布が待たれていました。従来の基準で、ハイテク企業と認定されていた企業も、本法に基づいて、改めて認定申請をしなければ優遇政策が受けられません。一方従来は認定されていなかった企業も本法の条件に合致すれば、認定される可能性もあります。具体的な認定条件や手続の概要を以下の通り纏めました。

### 【国家が重点的に支援するハイテク分野】(本法第2条、付属文書)

項目	具体的な例
①電子情報技術	マイクロ電子技術、コンピュータ及びネットワーク技術、通信技術、情報安全技術 等
②生物、新医薬技術	医薬生物技術、漢方薬・天然薬物、医療器械技術・設備及び専用ソフト、現代農業技術 等
③航空、宇宙技術	旅客機技術、空中管制システム、新世代旅客機運行保障システム、衛星通信応用システム 等
④新材料技術	金属材料、無機非金属材料、高分子材料、生物医療用材料、精密化学品 等
⑤高度技術サービス	共通性技術、現代物流、BPO、技術コンサルティングサービス 等
⑥新エネルギー、省エネ技術	再生清潔エネルギー(太陽エネルギー等)、核及び水素エネルギー 等
⑦資源、環境技術	水質汚染制御技術、大気汚染制御技術、固体廃棄物の処理及び综合利用技術 等
⑧伝統産業を改良するハイテク	工業生産過程制御システム、先進製造技術、新型機械 等

### 【ハイテク企業の認定条件】(本法第10条)

条件項目	内容
技術取得の経緯	香港・マカオ・台湾を除く中国国内に登録された企業で直近3年以内に、自社での開発、他社からの譲渡・贈与、企業の合併買収により、または5年以上の独占許可方式で、主要製品(サービス)の核心技術に対し自主知的財産権を保有すること。
業種	「国家が重点的に支援するハイテク分野」に合致すること(上記①～⑧)。
企業の従業員	大学専科以上の学歴を持つ技術者が当年度企業の総従業員数の30%以上を占め、そのうち研究開発者は総従業員数の10%以上を占めること。
研究開発費	研究開発費の年間売上高に占める割合は、年間売上高が50百万元未満の企業で6%、50百万～200百万元の企業で4%、200百万元以上の企業で3%を下回らないこと。 そのうち、中国国内で発生した研究開発費は研究開発費総額の60%を下回らないこと。
売上	ハイテク製品(サービス)の売上は当年度売上総額の60%以上を占めること。
内部管理	企業の研究開発の管理水準、科学技術成果の転化能力、自主知的財産権の数、販売及び総資産の成長性などの指標が「ハイテク企業認定管理ガイドライン」(別途制定)の要求に合致すること。

### 【ハイテク企業認定の流れ】(本法第11条、12条)

自己評価及び申請	企業が認定管理作業ウェブサイトにて自己評価を行ない、認定申請を提出
申請資料の提出(必要書類)	①申請書②営業許可証書、税務登記書③知的財産権の証明書④従業員数、学歴、及び研究員割合の説明⑤直近3会計年度の研究開発費用状況表、及び研究開発活動について説明⑥直近3会計年度の財務報告表、及び技術性収入状況表
認定、公示、資格書の交付	認定機関が認定した企業をウェブサイトにて15営業日公示。公示後、異議がない場合は認定結果を公告し、「ハイテク企業証書」を発行する(有効期間は証書交付日より3年間)。

以上

照会先: 法人ソリューション営業部 国際業務室

(東京) 電話 03-5223-5337

(大阪) 電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいませようお願い致します。 \* 禁無断転載